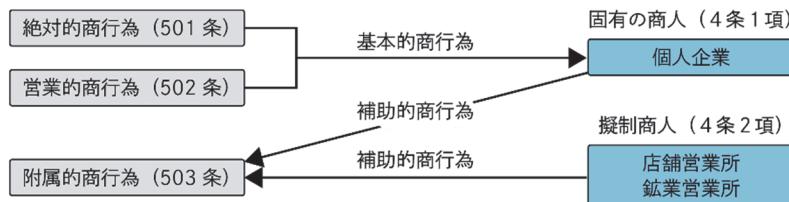


1 商人・商行為概念

1 商人

固有の商人	「商人」とは、自己の名をもって商行為をすることを業とする者をいう（4条1項）
擬制商人	店舗その他これに類似する設備によって物品の販売をすることを業とする者、または鉱業を営む者は、商行為を行うことを業としない者であっても、商人とみなす（4条2項）

2 商行為概念



(1) 絶対的商行為 (501条)

絶対的商行為とは、行為自体の客観的性質によって商行為とされる行為をいう

①投機購買およびその実行行為 (1号)	高く売るために安く買う行為や、そのようにして購入した物や有価証券を売る行為
②投機売却およびその実行行為 (2号)	まず高く売っておいて、後に安く買い入れる行為
③取引所においてする取引 (3号)	金融商品取引所その他の商品取引所で行われる有価証券・商品の取引
④手形その他の商業証券に関する行為 (4号)	手形の振出し・裏書・引受け・保証等の証券上の行為

(2) 営業的商行為（502条）

営業的商行為とは、営利の目的で反復継続して行うことにより、初めて商行為となる行為をいう

種類	意義
①投機貸借およびその実行行為（1号）	他に賃貸する目的で動産または不動産を有償取得・賃借する行為およびそのようにして取得・賃借した動産や不動産を賃貸する行為 例：不動産賃貸業、レンタカー・レンタルビデオ業
②他人のためにする製造・加工業（2号）	他人から供給を受けまたは他人の計算で買い入れた材料を製造・加工することを有償で引き受ける行為 例：精米業、クリーニング業
③電気・ガスの継続的供給契約（3号）	電気やガスを供給することを有償で引き受ける行為 例：電力会社、ガス会社
④運送に関する行為（4号）	陸上・海上・航空の旅客運送または物品運送を引き受ける行為 例：運送営業（569条以下）
⑤作業または労務の請負（5号）	作業の請負 不動産の工事などを引き受ける行為 労務の請負 労働者の供給を引き受ける行為
⑥出版・印刷・撮影に関する行為（6号）	出版に関する行為 文書などを印刷して販売・頒布することを引き受ける行為 例：出版業者、新聞業者 印刷・撮影に関する行為 印刷または撮影を引き受ける行為 例：印刷業者、プロカメラマン

<p>⑦客の来集を目的とする場屋の取引 (7号)</p>	<p>公衆の来集に適する物的・人的設備を利用する行為 例：旅館・ホテル・飲食店・パチンコ屋・碁会所の経営 cf. 理髪業は「場屋の取引」にあたらない (大判昭 12. 11. 26)</p>
<p>⑧両替その他 の銀行取引 (8号)</p>	<p>金銭または有価証券の転換を媒介する行為 cf. 質屋の金銭貸付行為は「銀行取引」にあたらない (最判昭 50. 6. 27)</p>
<p>⑨保険 (9号)</p>	<p>対価を得て保険を引き受ける行為</p>
<p>⑩寄託の引受け (10号)</p>	<p>他人のために物の保管を引き受ける行為 例：倉庫営業 (599条)</p>
<p>⑪仲立ち・取次ぎに 関する 行為 (11号)</p>	<p>仲立ち 他人間の法律行為の媒介を引き受ける行為 例：仲立営業 (543条)、媒介代理商 (27条、会社法 16条) 取次ぎ 自己の名をもって他人の計算において法律行為をすることを引き受ける行為 例：問屋営業 (551条)</p>
<p>⑫商行為の代 理の引受け (12号)</p>	<p>本人にとって商行為である行為の代理を引き受ける行為 例：締約代理商 (27条、会社法 16条)</p>
<p>⑬信託の引受け (13号)</p>	<p>信託を引き受ける行為 信託 委託者が受託者に対して財産権の移転 その他の処分をし、信託目的に従って、受託者が受益者のために信託財産の管理、処分をすること</p>